

## 新潟県の雇用対策

平成 22 年 3 月 26 日

### <雇用面でのセーフティネット対策の推進>

#### ①緊急雇用の創出

- 雇用対策基金事業（ふるさと雇用再生特別基金事業、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業）
  - ・平成 21 年度は 2 月末までに約 5,000 人の雇用創出
  - ・平成 22 年度は介護・医療・農業などの重点分野における雇用創出や地域ニーズに応じた人材育成を含め、新たに約 6,000 人の雇用創出を予定

#### ②職業訓練による就労支援の強化

- 離職者等再就職訓練事業、未就職卒業者向けの職業訓練の実施 等  
テクノスクール・民間教育機関等を活用して公共職業訓練を実施

#### ③離職者等に対する支援

- 求職者総合支援センター（新潟地域振興局内）における総合的支援  
新たに生活・住宅、就労等のワンストップ移動相談会の開催
- 住まい対策の拡充  
住宅手当の支給や生活福祉資金貸付相談体制の強化
- 勤労者生活安定資金貸付金  
倒産・リストラ等による離職者に生活費を低利で融資

#### ④看護・介護、農業分野への就業支援

- 福祉・介護人材緊急確保対策事業、にいがたニューファーマー確保・育成事業 等

#### ⑤雇用の維持のための支援

- セーフティネット資金貸付金の拡充  
自社の経営が悪化、もしくは取引先が倒産した中小企業への資金融資

### <若年者雇用対策の強化>

#### ○若年者ワンストップサービスセンター事業

若年者の就職促進を図るため「若者しごと館」を活用し、職業能力開発や求人情報を提供

#### ○若年者職業能力開発事業

学卒者・若年求職者を対象に、専門的な技能を身につける訓練や起業実習を組み合わせた実践的な職業訓練を実施

### <Uターン就職の促進>

#### ○首都圏大学生Uターンマッチング促進強化事業

首都圏大学と県内企業の連携によるUターン就職を促進

#### ○Uターン産業人材確保サポート事業

首都圏の第二新卒者をターゲットとした産業人材確保促進

#### ○Uターン情報センター（表参道ネスパス2F）の機能強化

### <働きやすい職場づくり>

#### ○ワーク・ライフ・バランス推進事業

ワーク・ライフ・バランスの推進と育児・介護休業制度等の定着と取得促進を図るため、セミナーの開催、啓発資料を作成

#### ○事業所内託児所設置推進モデル事業費補助金

働きやすい職場環境を整備するため、事業所内託児所の設置に対して補助

#### ○ワーク・ライフ・バランス推進研究会開催事業

ワーク・ライフ・バランスの効率的・効果的な推進に向け、調査・分析を実施

## ① ニート等の若者の職業的自立支援の強化

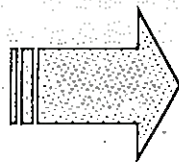
### <施策の方向性・基本的考え方>

- 自立を希望する若者が安定した職業に就くための支援は雇用労働政策における最重点の課題。
- 実態は、ニート状態の若者(35歳未満)の数は、依然として高水準にあり(平成20年64万人)、さらに30代後半の無業者も増加。
- 第171回通常国会で成立した「子ども・若者育成支援推進法」においても、教育機関も含めた地域における関係機関のネットワークの整備等を行い、ニート等の自立に困難を抱える若者に対し、訪問支援(アウトリーチ)といった能動的な手法も用い、より効果的な支援を行うこととされているもの。
- こうした観点から、サポステの設置拠点をさらに拡充するとともに、高校中退者等を対象とした訪問支援による学校教育からの円滑な誘導、学力を含む基礎力向上に向けた継続的支援に取り組むなど、ニート等の若者の職業的自立支援策の更なる充実を図るもの。
- また、若者自立塾事業について、行政刷新会議事業仕分けにおける評価を踏まえた見直しを図りつつ、ニート等の若者の職業的自立支援施策上必要性の高い、合宿型自立支援プログラムが引き続き実施可能なスキームを整備する必要。

### <22年度予定額>

平成21年度予算額

2.2.4億円



平成22年度予定額

2.0.3億円

### <22年度予算案の内容>

#### 1 地域若者サポートステーション事業

18.5億円(17.4億円)

- 設置拠点の増設(全国92→100か所)【拡充】
- 相談支援体制の拡充(訪問支援担当のキャリア・コンサルタント1名を配置し、高校中退者等を対象とした自宅等への訪問支援(アウトリーチ)を新たに実施(50か所))【拡充】
- サポステの自立支援プログラムの一環として、高卒学歴・高卒相当学力取得を当面の目標に設定する者を対象に、学び直し(定時制・通信制高校や高認試験の受験等)に向けた学習支援や進路相談等を含む総合的・継続的支援を行う「継続支援事業」の実施(5か所)【新規】
- サポステの自立支援プログラムの一環として、特に生活面の基礎形成等が求められる者を対象に、おおむね1週間以内の短期合宿型訓練を行い、生活訓練等のプログラムを提供する「短期合宿型訓練事業」の実施(5か所)【新規】

#### 2 若者自立塾事業及び若者自立支援中央センター事業

1.8億円(5.1億円)

- 現行「若者自立塾事業」は平成21年度をもって廃止、平成21年度入塾者に係る経過措置関係経費のみを計上  
※ 平成22年度は、若者自立塾事業に代わり、そのやり方を見直し、緊急人材育成支援事業による基金訓練スキームを活用した合宿型自立支援プログラムを実施
- 若者自立支援中央センター事業の実施【継続：若者自立塾事業に係る経過措置及び地域若者サポートステーション事業に係る中央支援機能を担うもの】

# 子ども・若者育成支援推進法について

H21.7.8公布 内閣府

## 背景

- 有害情報の氾濫等、子ども・若者をめぐる環境の悪化
- ニート、ひきこもり、不登校、発達障害等の精神疾患など子ども・若者の抱える問題の深刻化
- 従来の個別分野における縦割りの対応では限界

## 趣旨・目的

- 子ども・若者育成支援施策の総合的推進のための枠組み整備(基本法的性格)
  - ・ 国の本部組織や大綱、地域における計画やワンストップ相談窓口等の枠組み整備
  - ・ 学校教育法、児童福祉法、雇用対策法等関係分野の法律と相まって子ども・若者育成支援施策を推進
- 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を支援するためのネットワーク整備

子ども・若者育成支援施策を推進するための  
枠組みづくり

〔国〕

〔地方公共団体〕

子ども・若者育成  
支援推進大綱

勘案

都道府県、市町村  
子ども・若者計画  
(努力義務)

社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を地域において支援するためのネットワークづくり

- ・ 関係機関等：各種支援の実施 状況把握、誘導、支援内容等の周知
  - 相談～訪問支援(アウトリーチ)、助言、指導 医療、療養 生活環境改善
  - 修学・就業 知識技能の習得 等の支援
- ・ 地域協議会(地方公共団体が単独又は共同で設置)：支援内容の協議、情報の交換～秘密漏洩の禁止
  - ① 調整機関：協議会の事務の総括、構成機関等との連絡調整、支援状況の把握と連絡調整
  - ② 指定支援機関：支援状況を把握しつつ、必要に応じ自ら支援
- ・ 国：調査研究、人材の養成、情報の提供及び助言等の支援

## 策定

子ども・若者育成  
支援推進本部  
(本部長：総理)

## 基本理念

### 国の基本的な施策等

- ・ 各関連分野における施策の総合的な実施
- ・ 国民の理解の増進等(国民運動の展開)
- ・ 社会環境の整備
- ・ 子ども・若者総合相談センターの体制確保
- ・ 年次報告の作成公表

子ども・若者  
総合相談センター  
(子ども・若者に関する  
ワンストップ相談窓口)

子ども・若者に関する  
様々な相談事項

〔矯正、更生保護等〕  
心理相談等

誘導

〔福祉〕  
生活環境改善

福祉事務所、  
児童相談所 等

〔雇用〕  
職業的自立・就業支援

地域若者サポ  
ートステーション、  
若者自立塾、  
ハローワーク  
職業訓練機関 等

企業・学校

指定支援機関  
連 携  
調整機関

子ども・若者支援  
地域協議会

〔保健、医療〕  
医療及び療養支援

団体・NPO

〔教育〕  
修学支援

教育委員会等

保健所、精神保健  
福祉センター 等

(就業・修学等)  
円滑な社会生活

※地域協議会ごとに、地域ニーズ等に応じて関係機関等により構成

地域における子ども・若者育成支援ネットワーク  
(イメージ)